

◆ 要求水準書（案）に関する質問への回答

No	質問事項	頁	要求水準書（案）の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
1	事業所間調整等による業務遂行	3	1	1.3	1.3.6			運営に携わる各事業者と調整を図る業務を遂行すること。とありますが、調整を図る事由が発生する予測内容をご教授ください。また、その場合の調整について、最終の確認判断の所在をご教授ください。	主に4.1.1 受入計画の立案に際して、焼却施設の事業者との間で調整が必要です。事業者間の調整は、要求水準書（案）のとおり、それぞれの運営事業者の責任において行ってください。
2	事業実施計画書の作成	3	1	1.3	1.3.7			運営開始1か月前までに連合に提出することとありますが、12月契約合意後、事業所への乗り込み時期をご教授ください。施工業者からの引渡し時期（検収条件等も併せてご教授ください。土木・水処理）	建設工事の工期が令和3年1月29日までです。準備期間中の施設の使用については、別途協議とします。
3	ユーティリティー	7	2	2.1	2.1.2			電気：施設内の整備及び機器等を勘案し、高圧電線路を引き込んでいる。とありますが、電気料金算定のために、建設工事設計時に想定されている、プラント用、管理棟の基本契約量、使用電力量、負荷率等をご教授ください。	契約電力（想定）を追記します。
4	ユーティリティー	7	2	2.1	2.1.2			上水道：敷地境界付近より上水道を建設工事にて引き込み、本施設にプラント用、管理用水、洗車用水を供給している。とありますが、水道使用料金算定のために、水道メータの口径、建設工事設計時に想定されている、プラント用、管理用水、洗車水の使用量見込みを、ご教授ください。	水道の口径を追記します。
5	ユーティリティー	7	2	2.1	2.1.2			下水道：敷地境界付近より下水道へ建設工事において接続している。とありますが下水道使用料金は上水道の使用料金から算定されるのでしょうか、別途計算式があるのでしょうか。	汚水量からの算定となります。須坂市内下水道使用料をご確認ください。
6	ユーティリティー	7	2	2.1	2.1.2			インターネット回線は整備されていないのでしょうか。空配管及び端子等があり、申請と費用負担が運営事業者でしょうか。	空配管及び端子等については建設工事において整備する予定です。
7	処理対象物	7	2	2.2		表3 表4		令和2年度から令和7年度までの埋立物の想定量を次表に示す。とありますが、表3（基準ごみ）表4（高質ごみ）の合算が埋立物の想定量でしょうか。	合計ではなく、「基準ごみの場合」及び「高質ごみの場合」をそれぞれ表記しています。
8	処理対象物	7	2	2.2		表3 表4		※B焼却施設・・・ですが、稼働し埋立搬入する場合については、別途費用負担していただけるということでしょうか？すでに、含んだ状態で検討したほうがよいでしょうか。	令和4年度及び令和5年度のB焼却施設の溶融スラグは、提案金額には含めないものとします。なお、委託費の考え方は公募説明書で示します。
9	埋立物の運搬計画	8	2	2.3	2.3.1	表6		埋立物の運搬計画の予定で、搬入受入れが無い日が月のうち何日あると予測されるのでしょうか。	表6を参考にしてください。
10	覆土方法	9	2	2.3	2.3.2			即日覆土とありますが、覆土の厚みは指定があるのでしょうか。	「4.2.2 埋立作業」を参照ください。
11	埋立機材	9	2	2.3	2.3.4			埋立作業で使用する重機については、原則と書かれているので、あくまでも参考と考えておけばよいでしょうか。	「2.5公害防止条件」及び生活環境影響調査結果を満たす前提での原則です。これらの条件をクリアできることを条件として提案を認めます。
12	埋立機材	9	2	2.3	2.3.4			埋立作業に必要な重機及び運搬車両については運営事業者が用意すること、とありますが、構成企業または、協力企業所有の重機にて対応する事は可能でしょうか。また、除雪作業に係る重機についても同様に考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	堅型ガス抜き管継ぎ足し工事	10	2	2.3	2.3.5			本事業の範囲とする。とありますが仕様、施工詳細図、管理基準等の資料は配布頂けるのでしょうか。	要求水準書に施工図を追加します。施工の詳細及び管理基準は事業者の提案に委ねます。
14	計画放流水質	14	2	2.4		表7		計画原水水質及び計画放流水質とありますが、建設企業にて別途、自主管理基準値は設けてないのでしょうか。	自主管理基準値の設定は、応募者の提案に委ねます。
15	計画放流水質	14	2	2.4		表7		下水道排除基準以下とありますが、長野県千曲川流域下水道関連公共下水道下水排除基準の項目一覧が確認できませんでした。ご教授ください。	要求水準書（案）には掲載していませんので、県の基準を確認してください。
16	浸出水排水基準	14	2	2.5	2.5.1	③		放流可能水量：70m3/日とありますが、事業概要書の事業の概要には60m3/日と記載されていますが、どちらが正しいのでしょうか。	浸出水処理能力が60m3/日、放流可能水量が70m3/日です。
17	騒音基準値	14	2	2.5	2.5.2			生活環境影響調査に基づき自主基準値を定めており、下記を厳守すること。とありますが、特に夜間においてはプラント設備機器の発する音に起因すると思われま。竣工検査時の騒音測定（暗騒音含む）のデータを、ご教授ください。	竣工検査（令和3年1月予定）のデータ提供については、今後の協議によるものとします。なお、施設引渡しのための性能試験において、騒音等の性能は確保されているものと想定してください。

◆ 要求水準書（案）に関する質問への回答

No	質問事項	頁	要求水準書（案）の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
18	振動基準値	14	2	2.5	2.5.3			生活環境影響調査に基づき自主基準値を定めており、下記を厳守すること。とありますが、プラント設備機器の発する振動に起因すると思われま す。竣工検査時の振動測定のデーターを、ご教授 ください。	No. 17の回答を参照ください。
19	事務所環境衛生基準	15	2	2.5	2.5.6			「事務所の環境管理」項目の各規準を遵守するこ と。とありますが建設実施設計時の設定条件及び 目標値をご教授下さい。また、竣工時の各項目の 測定値もご教授下さい。	No. 17の回答を参照ください。
20	放射性物質濃度	15	2	2.5	2.5.7			埋立地内の放射性物質濃度を100ベクレル/kg以下 となるように管理すること。とありますが、受入 れ搬入物の性状に起因する内容です。受入れ前に 組合にて性状分析を実施されるのでしょうか。	埋立地内でサンプリングを行い、管理してくださ い。なお、各焼却施設において年4回、溶融スラ グ及び飛灰処理物の放射性物質濃度を測定してい ます。現状では不検出です。
21	環境保全対策	15	2	2.5	2.5.8	①		必要に応じて各処理設備において性能確認試験や 測定を実施すること。とありますが、建設は性能 発注で実施されております。建設企業が性能確認 のために実施すべき事項は、運営事業者は免除さ れると解釈して、よろしいでしょうか。	建設企業が建設時に実施すべき性能確認検査につ いては、お見込みのとおりです。 運営事業者が実施する内容は、機器の性能を維持 するための機器の校正などを想定したものです。
22	環境保全対策	15	2	2.5	2.5.8	②		浸出水の外部流出による地下水への影響を与えな いこと。また、敷地内井戸の地下水質を定期的に 監視し、異常の早期発見と対策を実施すること。 とありますが、建設企業の設計・施工による瑕疵 の場合は対策については建設企業にて実施と解釈 してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	環境保全対策	15	2	2.5	2.5.8			構造・設備の機能を維持することと書かれていま すが、施工業者からの引渡し時には、その機能が 維持されているという理解でよろしいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
24	環境保全対策	15	2	2.5	2.5.8	②		地下水の監視について、早期発見は可能ですが、 対策については十分に協議しないとできないか と思われまが、ご教授ください。	対策の内容については、協議により決定するもの とします。
25	住民協定の遵守	16	2	2.6	2.6.3			住民協定についてご開示頂けますでしょうか。	閲覧用参考資料として開示します。
26	有資格者の配置	17	3	3.2				運営事業者は、本事業を適切に行うために必要な 有資格者を雇用又は出向などで確保し配置するこ と。とありますが、雇用は派遣契約又は契約社員 （有期）でも可能と解釈してもよろしいでしょ うか。	雇用形態については特に問いませんが、法令違反 とならないようにしてください。
27	有資格者の配置	17	3	3.2		表8		表8 管理運営必要資格（参考）については兼任 も可能として。適正に管理運営できるのであれ ば、常勤性は問わないと解釈してよろしいでしょ うか。	ご提案に委ねます。
28	有資格者の配置	17	3	3.2		表8		表8管理運営必要資格（参考）に示されている資 格についてですが、法的に必要なものについ ては、有資格者の配置は必要なしと、判断してよ ろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
29	受入計画の立案	19	4	4.1	4.1.1			受入計画は、近隣の小中学校の登下校の時間帯に 搬入車両が通行しないように考慮すること。とあ りますが、搬入は組合所掌ですが、運営事業者の 受入計画に従って頂けると解釈してよろしいで しょうか。	受入計画は、各焼却施設の運営事業者との調整に おいて、登下校の時間帯に搬入車両が通行しない よう計画してください。
30	受入管理	19	4	4.1	4.1.2			搬入禁止物の発見について、指示を求めることと ありますが、指示の内容にそって対応しますが、 責任の所掌は、連合ということではよろしいで しょうか。	連合の指示内容に従った対応については、連合の 所掌とします。
31	受入管理	19	4	4.1	4.1.2			「搬入量、覆土量及び車両数は品目別・搬出元別 に集計・保管・保存し、管理すること。」とあり ますが、本施設はトラックスケールが設置されて いないため、脱水汚泥の埋立地への搬入量を正確 に把握するため焼却施設のトラックスケールをお 借りすることは可能でしょうか。	不可とします。脱水汚泥量の管理方法について は、合理的な方法を提案ください。
32	埋立作業	20	4	4.2	4.2.2			「埋立地内の測量を毎年1回以上実施し……」と ありますが、初年度は2か月しかないため、翌年 度からの実施とさせていただきます。	初年度も実施するものとします。なお、初年度に ついては、準備業務として、供用開始までに初年 度分の測量を実施することとします。
33	埋立作業	20	4	4.2	4.2.2			測量方法は、3Dレーザースキャナとありますが、 3D管理しなければならないのでしょうか。	具体的な測量方法については、本事業契約後に提 出いただく測量実施計画、残余容量管理計画によ り、協議することとします。

◆ 要求水準書（案）に関する質問への回答

No	質問事項	頁	要求水準書（案）の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
34	漏水検知システムによる遮水機能の確認	21	4	4.2	4.2.4			遮水機能の確認を行うとありますが、機能検収からの引渡しという理解でよろしいでしょうか。	建設工事で整備し引渡しを受けた漏水検知システムを用い、継続して遮水機能を確認してください。
35	浸出水処理施設の運転業務	21	4	4.2	4.2.5			運転マニュアルに基づくとありますが、建設事業者からの引渡し条件はどうなっていますでしょうか？また、連合に確認とありますが、確認の意味としては、承認ということで、責任所掌は連合という解釈でよろしいでしょうか。	前段については、浸出水処理施設建設工事において実施する性能確認試験結果をもって、引き渡しとなります。運転マニュアルも引き渡し時に提出されます。後段の連合による確認は、運転マニュアルに基づき、作成された月間運転計画等が要求水準書及び提案書類を満足しているか否かに関して行うものであり、性能未達に至った場合に運営事業者が免責されるものではありません。
36	排水基準値超過時の対応	21	4	4.2	4.2.6			改善が必要と判断した場合は改善計画を連合に提出し、確認を得た後、速やかに改善作業を実施すること。とありますが、建設企業の設計・施工による瑕疵の場合は建設企業が実施と解釈してよろしいでしょうか。また、建設の瑕疵で有る場合に調査及び確認に要した費用は別途請求できるのでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、立証できなかった場合は運営事業者の負担となります。
37	排水基準値超過時の対応	21	4	4.2	4.2.6			改善作業が完了し連合が確認した後、試運転を開始し、当該物質の測定を行い、その結果を連合に提出すること。とありますが、建設企業の設計・施工による瑕疵の場合は建設企業が実施と解釈してよろしいでしょうか。また、建設の瑕疵で有る場合に試運転に要した費用は別途請求できるのでしょうか。	No. 36の回答を参照ください。
38	排水基準値超過時の対応	21	4	4.2	4.2.6			排水基準値を超えるとありますが、どの項目で1つでもあてはまるのでしょうか？また、原因と責任を追究した結果、運営事業者の要因でなければ、費用負担していただけるのでしょうか？また、試運転の開始などについて、メーカー立ち会わないのでしょうか。	項目数に限らず対象となります。費用負担については運営事業者の責任でないことを立証されれば、契約書に沿って対応します。改善後の試運転にメーカーの立ち会いが必要であれば運営事業者の負担で要請してください。
39	点検・検査計画の作成	23	4	4.3	4.3.3			連合の確認を求めることと（その後のも記載されている箇所すべて）ありますが、確認は承認という意味でよろしいでしょうか？その際の責任の所掌は連合にあるという理解でよろしいでしょうか。	連合による確認は、作成された計画等が要求水準書及び提案書類を満足しているか否かに関して行うものであり、連合の確認により運営事業者が免責されるものではありません。
40	点検・検査の実施	23	4	4.3	4.3.4			日常点検で異常が発見された場合や事故が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。とありますが、建設企業の設計・施工による瑕疵の場合は建設企業が実施と解釈してよろしいでしょうか。また、建設の瑕疵で有る場合に臨時点検に要した費用は別途請求できるのでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、立証できなかった場合は運営事業者の負担となります。
41	点検・検査の実施	23	4	4.3	4.3.4			報告書の詳細な内容について連合と協議し決定することについては、公平性を担保できるのでしょうか。（その後の記載されている箇所すべて）	要求水準書（案）のとおりとします。
42	補修・更新計画の作成	24	4	4.3	4.3.5			運営事業者は、運営期間を通じた補修・更新計画を作成し、連合に提出し、確認を求めるとありますが、建設企業作成の補修・更新計画等があればご教授下さい。また、プラント機器のなかで単体機器の保証書（保証期間・補償内容）をご教授下さい。	建設工事において、長寿命化計画（保全計画）を策定予定です。プラント機器の保証については、建設工事の瑕疵での対応です。
43	補修・更新の実施	24	4	4.3	4.3.6			運営事業者は点検・検査結果に基づき、本施設の性能を維持するために、補修・更新を行うこと。とありますが、善良な管理者として業務を遂行しているなかで、プラント機器の耐用年数、使用頻度において発生する補修・更新は免除されると解釈してよろしいでしょうか。	左記、補修・更新内容について、本事業の範囲内とします。「1.4.4 事業終了時の引き渡しの条件」及び「4.9 事業終了時の引き渡しの条件」を踏まえ、提案ください。
44	補修更新の実施	24	4	4.3	4.3.6			表9補修・更新の範囲（参考）作業内容（例）とありますが、各社の考え方により、プロポーザル提案時にお示しする補修・更新内容には、計上する項目及び金額が大きく変わるものと想定されますが、どのようにご判断されますでしょうか。また、限りなく適正でない判断された場合については、失格となりますでしょうか。	評価に関わる内容のため、お答えは差し控えさせていただきます。
45	遮水シートが破損した場合の対応	25	4	4.3	4.3.8			「遮水機能の異常原因が明らかになるまで埋立を停止すること」とあり、また、運営事業者には責任がある場合は、復旧に要する費用を負担するものとありますが、受入停止期間中に発生する埋立物の処理責任はないという理解でよろしいでしょうか。	調査の結果、本施設が使用できなくなった原因が運営事業者にある場合、受入停止期間中において連合に追加的に発生した費用については運営事業者が負担することとします。

◆ 要求水準書（案）に関する質問への回答

No	質問事項	頁	要求水準書（案）の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
46	遮水工の維持管理業務	25	4		4.3.7			運営事業者は、遮水工を定期的に点検し、破損や劣化等遮水効果が低下する恐れがある場合には補修等を行うこと。とありますが、建設企業の設計・施工による瑕疵の場合は建設企業が実施と解釈してよろしいでしょうか。また、工事保証期間内も同じと解釈してよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。ただし、立証できなかった場合は運営事業者の負担となります。後段については善良な管理のもと、点検・補修が実施されてきた場合は、お見込みのとおりです。
47	建屋の保全	25	4		4.3.9			運営事業者は建屋の照明・採光設備・給排水衛生設備・空調設備・内外壁等の点検を定期的に行い、適切な修理・交換等を行うこと。とありますが、各種設備図・承諾図等は組合より配布頂けるのでしょうか、また、上記、保証書（保証期間・補償内容）も提示頂けるのでしょうか。また、内外壁等については善良な管理者として業務を遂行しておれば経年劣化による箇所の修理・交換等は免除されると解釈してよろしいでしょうか。	前段については、閲覧参考資料でご確認ください。保証については、建設工事の瑕疵での対応となります。後段については、要求水準及び提案内容を満たし、事業遂行上支障がない範囲であると連合が認めた場合に限りです。
48	遮水工の維持管理業務	25	4	4.3	4.3.7			「遮水工のうち漏水検知システムについては、運営事業者の管理のもと、連合が指定する業者において定期的な性能試験による維持管理、設備・システム構成機器の点検・メンテナンス等を行うこと。」とありますが、指定業者による点検費用は受注者負担となりますか。	お見込みのとおりです。具体的な金額については募集要項（第1部）に示します。
49	監視測定項目	27	4	4.4	4.4.2	表10		残余容量について年1回とありますが、初年度も実施しないといけないでしょうか。（初年度の運営期間が2か月しかないため）	No. 32の回答を参照ください。
50	施設情報管理	29	4	4.5	4.5.2			本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面を変更することとありますが、どの程度で変更対象となるのかご教授ください。例：機器の型式の変更（廃版等）	変更内容に基づき、別途協議により決定します。
51	清掃	31	4	4.6	4.6.1			特に来場者等第三者の立ち入る場所については、常に清潔な環境を維持すること。とありますが、具体的にどの範囲を指すのでしょうか、また、来場者の頻度と人数をご教授下さい。	清掃は屋内に限らず、屋外も含まれます。特に管理棟1階は見学者や地元住民が来場するエリアです。直接立ち入らない場所でも見学者や地元住民から不快に思われないよう常に清潔な環境を維持するようにしてください。来場者の頻度、人数についてお答えできるデータを持ち合わせておりません。
52	植栽管理	31	4	4.6	4.6.2			運営事業者は、本施設の植栽管理計画を作成し、とありますが、建設企業により枯木保証期間があると思われませんが、その補償内容と補償期間等を、ご教授下さい。	保証期間は建設工事の引渡し日（令和2年10月中を予定）から1年間です。保証内容は植栽が枯れた場合の保証です。
53	植栽管理	31	4	4.6	4.6.2			植栽管理において低木の剪定は年一回行うこととありますが、低木の種類及び本数をご教授下さい。	低木の範囲が分かる資料として、植栽計画平面図を追加します。
54	植栽管理	31	4	4.6	4.6.2			植栽管理において低木の剪定が管理業務に含まれていますが、高木は植えられていますか。	高木はありますが、剪定をするほどの管理は必要ないと考えます。
55	植栽管理	31	4	4.6	4.6.2			植栽管理において草刈り業務が年に複数回含まれていますが、草刈りの対象となる予定面積をご教授ください。	公告時に、植栽計画平面図を公表します。
56	植栽管理	31	4	4.6	4.6.2			植栽管理において草刈り業務が年に複数回含まれていますが、芝生（芝刈り）は含まれていないと解釈してよろしいでしょうか。	芝生はありません。
57	防災調整池の管理	32	4	4.6	4.6.7			豪雨時においては、防災調整池の監視を行い、水位変動等について連合・須崎市へ連絡を行うこと。とありますが、水位変動等の危険水位の設定及び監視に使用する標尺等は整備されているのでしょうか、また、監視場所は豪雨・暴風にさらされない安全を確保された場所でしょうか。	目視が基本です。標尺はありません。また、監視のための風雨を避けられる施設はありません。
58	防災調整池の管理	32	4	4.6	4.6.7			豪雨時とありますが、夜間や休・祝日等で、不在の場合の対応をご教授ください。	連合及び須崎市への連絡方法については、別途協議します。
59	事業終了時の引渡しの条件	33	4	4.9				貯留構造物及び建物の主要構造物に大きな汚損または破損がなく、良好な状態であること。とありますが、建設企業の保証内容とその期間内及び設計・施工による瑕疵に起因する事項は、運営事業者の責任範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	事業終了時の引渡しの条件	33	4	4.9				本施設の運営方法に関する検討に協力することとありますが、運営期間を終了してしまった事業者の検討内容が採用されなかったため、運営終了したと思いますが、それでも検討が必要なものでしょうか。	次期運営方法について、運営継続、再度公募あるいは直営とするなどの判断をするため、運営4年目に実施する検討に協力していただくものです。